

仕 様 書

1 件 名

駐留軍等労働者に対する定期健康診断等及び成人病予防健康診断の役務(岩国地区)

2 総 則

本仕様書は、契約担当官 岩国防衛事務所長 島元 和範（以下「委託者」又は「委託者（甲）」という。）及び契約責任者 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構岩国支部長 坂本 渉（以下「委託者」又は「委託者（乙）」という。）が委託する日米両国政府を代表する機関によって締結された基本労務契約及び諸機関労務協約に基づいてアメリカ合衆国の軍隊又はその関係機関に勤務する駐留軍等労働者（以下「受診者」という。）に対する定期健康診断等について、必要な委託契約の仕様を定める。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 実施時期等

(1) 実施時期

ア 定期健康診断 令和6年6月から9月まで

イ 特殊健康診断

第1回 令和6年6月から9月まで（定期健康診断と同時期とする。）

第2回 令和6年12月から令和7年3月まで

ウ 成人病（5項目）予防健康診断 令和6年6月から9月まで

(2) 実施時間

8：00から15：00までとする（事前準備及び撤収時間を除く。）。

* 実施時期及び時間等については、委託者と十分調整を図り実施するものとする（米軍の都合や災害等により変更する場合は別途協議の上、定める。）。

* 実施日については、土曜日、日曜日、日本の祝日及び軍休日を除く。

(3) 実施場所

健康診断の会場となる米軍施設は次のとおりとする。

岩国地区：米海兵隊岩国航空基地 岩国市三角町2丁目

又は愛宕スポーツコンプレックス内

* 委託者（甲）は受託者に対し、各実施場所における健康診断会場を別途指示するものとする。

* 未受診者については、病院等で受診する等、別途調整するものとする。

(4) 実施方法

受託者は、上記4（3）に示す履行場所において、胸部X線車及び健診機材等を準備の上、実施するものとする。

(5) 検査項目等

別紙1及び2「検査項目及び受診予定者数」のとおりとする。なお、若干人員が増減する場合がある。

5 実施要領（定期健康診断及び特殊健康診断）

(1) 受診対象者名簿の作成等

委託者（甲）は、受診対象者の情報を記録媒体（エクセルファイル）で作成し、健診実施日の1か月前（要調整）までに受託者に提供するものとする。

(2) 健診に必要な受診票及び必要な容器等の送付

ア 受託者は、健康診断受診票、検体容器及び封筒を準備し、委託者（甲）が指定する日までに受診対象者の自宅へ発送するものとする。

イ 受診対象者に送付される受診票の様式、受診上の注意等の用紙については、予め委託者（甲）に提出し、その了承を得ることとする。

ウ 上記5（2）アの封筒に、委託者（甲）が作成した資料の封入を依頼することがある。

(3) 米軍施設への入門手続（愛宕スポーツコンプレックス内の場合は除く）

ア 受託者は健康診断開始日の1ヶ月前までに、入門車両のリスト（車検証写しを添付）及び入門者リストを委託者（甲）へ提出する。

なお、入門する医師等は、健康診断当日、運転免許証又はパスポートの原本を携帯するものとする。

イ 事前に申請した者及び車両以外は、米軍施設に立ち入ることができないため、受託者は十分精査した名簿を提出するものとする。

ウ 米軍のエスコートにより米軍施設内に入り、米軍の規則等に従い許可された区域以外は立ち入らないこと。

(4) 機材の搬入・運搬及び設営等

ア 健康診断の実施に伴う消耗品、備品及び機材の搬入、運搬、設営等は受託者が行うものとする。

米軍施設内はアメリカ仕様の電圧であるため、健診車両、血圧検査、聴力検査等の各検査機器類の電圧変換機は受託者が調達するものとする。（自家発電等が必要な米軍施設もあるので、詳細は、別途、委託者（甲）と協議する）

なお、設営に当たり、使用施設を傷つけないようシート等により壁、床等を保護するものとする。

イ 受託者は健康診断開始時間を厳守するものとする。

ウ 受託者は、健康診断会場において医師による診察・問診を実施するに当たり、仕切り等を設け、受診者のプライバシーの保護に配慮するものとする。

エ 受託者は、女性のX線撮影に当たっては、検診車を十分に配置し、円滑な健康診断の実施に努めるものとする。

(5) 医師、看護師等の派遣

受託者は、受診時間内に検査を終えられるように、受診者の人数に応じて、医師・検査技師・看護師・受付員等の必要な人員を派遣すること。

(6) 廃棄物の処理

受託者は健康診断終了後、原状回復するとともに清掃を実施し、廃棄物（採血針、検尿カップ及び脱脂綿等）を回収し適切に廃棄するものとする。

(7) 機器の整備

放射線装置、オージオメーター、心電図計等の使用する検査機器は、適切な整備がなされていること。

なお、原則、委託者（甲）は、受託者が使用する検査機器の保守点検の状況について確認するものとする。

(8) 健康診断の実施中の事故対応

健康診断実施の一連の行為の中において、事故及びトラブルが発生した場合、受託者は、速やかに委託者（甲）と協議して事態を收拾するものとする。

なお、事故等の收拾及び再検査等に費用が発生した場合は、受託者の負担とする（委託者（甲）に重大な過失がある場合を除く。）。

(9) 健康診断結果の判定

受託者は、上記において実施した特殊健康診断のうち、じん肺健康診断（じん肺法第3条及び第8条）及び石綿健康診断（石綿障害予防則第40条）の結果判定に際しては、次のとおり行うものとする。

ア 読影

胸部レントゲン写真の読影に5年以上従事した経験を有するなど、十分な経験を有する複数の呼吸器又は放射線の専門医による二重チェックを行うこと（呼吸器又は放射線に関連する学会の指導医、認定医、専門医等であることが望ましい。）。

イ 比較読影

判定において、過年度分のフィルム等が必要な場合は、委託者（甲）に報告し、フィルム等を取り寄せ比較読影すること（比較読影は二重チェックを行った医師がそれぞれ行うものとする。）。

ウ 外部委託

読影の一部を外部に委託するときは、経歴書に業務に必要な免許等の写しを提出すること（委託先は石綿関連疾病の診断・治療等を手がける医療機関等が望ましい。）。

6 実施要領（成人病予防健康診断）

(1) 受診票及びお知らせの作成

ア 事前に受診票及びお知らせを作成し、検診の1週間前までに受診者個人の自宅へ郵送する。

イ 受診票及びお知らせは、委託者（乙）から提供されるデータに基づき、必要な項目等を印字する。

ウ お知らせには、受診項目、受診時間帯、健康診断に伴う注意事項を記載すること。

エ 予備として白紙の用紙を委託者（乙）に送付すること。

(2) 会場準備

委託者（乙）と事前打合わせをすること。

(3) 検診当日

交通渋滞、車の故障等により予定時刻までに到着不可能な場合は、委託者（乙）に速やかに連絡し、措置を講じること。

(4) 検診実施

受付、問診の際は、既往歴、業務歴、自覚症状、他覚症状等及び受診票の所属、氏名等具体的内容について記入漏れのないように聴取し、診察の参考にする。

検診において決められた時間以前に受診者が終了したとしても、原則的に決められた時間内は待機すること。

(5) 診察及び医学的助言指導

診察に際しては、既往歴、業務歴、自覚症状、他覚症状等について留意の上、医師が診察を実施し、必要な者に対して医学的な助言を与えること。

(6) 判定

問診、診察及び検査の結果により、判定基準に従って判定を行う。

(7) 事故発生時の対応

検診実施に伴う事故等が発生したときは、第一に現場で応急措置を施した上で、直ちに委託者（乙）へ連絡し指示を仰ぐとともに、速やかに、その状況、原因、対応策等を「事故報告書」により、文書で提出すること。

なお、事故等の収集及び再検査等に費用が発生した場合は、受託者の負担とする（委託者（乙）に重大な過失がある場合を除く。）。

(8) 検診に係る車両

- ・胃部X線検査車両は原則1台以上（必要に応じて2台以上準備すること）
- ・検診車の故障時等不測の事態に対応できるよう、予備車等1時間以内に配備するなど万全を期すること。

(9) 健診に係る医師、検査技師及び看護師等

- | | | |
|---|------|------------|
| ア | 医師 | 実施に必要とする人員 |
| イ | 検査技師 | 実施に必要とする人員 |
| ウ | 看護師 | 実施に必要とする人員 |
| エ | 受付要員 | 実施に必要とする人員 |

(10) 基地への入門方法

基地内への入門が必要な場合は、事前に委託者を通じて、米軍へスタッフ全員の名簿及び入門車両の車両番号等を提出し、米軍の入門許可を得た上で、米軍担当者によるエスコートで入門する。

(11) 受診者データの貸与

受診者に係る電子計算データは、受託者がCDに下記のデータを変換入力し、受託者に貸与する。データ形式はエクセルファイル（CSV等）とする。

- (1) 事業者コード
- (2) 所属名・所属コード
- (3) 個人コード
- (4) 氏名

- (5) 性別
- (6) 生年月日
- (7) 住所・郵便番号
- (12) 検査に伴う諸経費
実施に係る消耗品及び機器の搬入・運搬等に係る諸経費、受診者個人宛の受診票及び結果報告書の作成・送付等の諸経費は受託者が負担する。
- (13) 秘密等の保持
本業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とし、契約書に「保有個人情報の取扱いに関する特約条項」を加え、明記する。

7 結果報告（定期健康診断及び特殊健康診断）

- ア 受託者は、健康診断終了後40日以内（要調整）に、全ての定期健康診断検査結果（検査値、判定及び基準値を含む。）及び各種統計データを紙媒体で1部、委託者（甲）が指定する電子データ（CSV形式。必要に応じてEXCEL形式対応も可能とする。）で1部提出するものとする。
- イ 当該年度において75歳以下の年齢に達する者の定期健康診断の結果を記録した電子データを厚生労働省が定めるXML標準形式（当該年度において40歳以上75歳以下の年齢に達する者（以下「特定健康診査対象者」という。）の場合は問診結果を含む）に従い、JLAC10コード（健康診断実施時のプログラム種別はコード030の「事業者健診」とする）で作成し、保険証記号番号を記載した上で、1か月以内（要調整）に1部、駐留軍要員健康保険組合に対し提出するものとする。ただし、40歳未満の者の健診データについてXML標準形式で作成できない場合は、委託者（甲）と調整の上、CSV形式で作成し、提出することができるものとする。
- ウ 受託者は、受診者個人への検査結果通知について、個人宛（自宅）に遅滞なく、個人情報の内容が他人の目に触れないよう、安全に配慮の上、送付（特定健康診査対象者については、健診結果に健診結果数値の見方等が記載されたリーフレット等を同封）するものとする。

提出書類と提出先等

	提出書類	提出先	部数	備考
1	健康診断個人結果通知書 * 3	受診者個人	1	
2	健康診断結果報告書 * 2	委託者(甲)の指定する者	1	
3	健康診断結果連名簿 * 2	〃	1	
4	健康診断個人票 * 1 及び * 4	〃	1	50音順
5	健診日別受診者報告書	〃	0	
6	検査項目別受診者集計表	〃	1	50音順
7	有所見者リスト * 2	〃	1	紙媒体・・・第1報は電話又はメール
8	各種健康診断結果集計表(労基署報告用)	〃	1	指定様式
9	未受診者名簿	〃	1	データ
10	労災二次健康診断対象者名簿 * 5	〃	1	

提出書類の種類や電子データ形式等について、受託者は委託者と十分に調整を図るものとする。

(備考)

- * 1 労働安全衛生法第66条の3
- * 2 労働安全衛生規則第51条の2
- * 3 労働安全衛生規則第51条の4、有機溶剤中毒予防規則第30条の2の2で規定された健康診断の結果等、特殊健康診断で通知が求められる健康診断の結果
- * 4 有機溶剤中毒予防規則第30条で規定された健康診断個人票(様式第三号)等、特殊健康診断で作成が求められる健康診断個人票
- * 5 労働者災害補償保険法第26条

8 結果報告(成人病予防健康診断)

(1) 受診者数の報告

委託者(乙)の求めに応じて、当月における検診項目毎の受診者数を指示する期日までに報告すること。なお、報告様式は受託者の任意とする。

(2) 結果報告書の作成

検診終了後、検査結果を基に結果報告書を作成すること。報告様式は、受託者の様式により作成し、速やかに委託者(乙)に提出すること。

(3) 結果報告

個人への通知は、自宅へ郵送し、健診結果数値の見方等が記載されたリーフレット等を同封すること。

委託者(乙)には下記の健康診断結果データを提出すること。

- (ア) 成人病予防健康診断検査結果集計表
- (イ) 成人病予防健康診断検査結果個人票(受診者氏名の50音順)
- (ウ) 成人病予防健康診断検査結果一覧表(受診者氏名の50音順)

また、電算機対応として、全ての検査結果を委託者（乙）が指定した電子データ（CSV形式）で提出する。

① 受診者個人ごとの受診年月日及び所見

② 受診者個人ごとの全ての受診項目の検査結果（検査値、判定及び基準値を含む。）

*血糖検査は、空腹時血糖、随時血糖又はヘモグロビンA1cとする。

(4) 未受診者リストの作成

検診終了後、速やかに委託者（乙）に提出すること。

9 請求方法

受託者は、各検診項目受診内訳を添付の上、定期健康診断及び特殊健康診断の請求書を委託者（甲）に、成人病予防健康診断の請求書を委託者（乙）に提出する。

10 個人情報の保護について

(1) 個人情報管理要領

受託者は、個人情報の保護に関し、次の各号の要件を満たす個人情報の管理要領を作成し、委託者の確認を受けるものとする。

ア 受託者は、個人情報の保全を確実にを行うため、個人情報の保護に関する管理を行う個人情報保護管理者を定めるものとする。

イ 個人情報保護管理者は、委託業務の履行により取得した個人情報資料の保全のため、あらかじめ施錠できる書庫を定め、当該資料を保管するとともに、台帳等により厳正に管理する。

ウ 個人情報保護管理者は、委託業務の履行上、作業者に個人情報を閲覧、使用させ、又、使用させるため複製が必要となった場合は、台帳等に当該行為の日付、行為者、行為の内容等を記載する。

エ 個人情報保護管理者から複製された個人情報資料を受領した作業者は、当該資料を施錠できる書庫等に保管し、厳正に管理する。

オ 個人情報保護管理者は、個人情報資料の含まれる電子情報を取得又は製作した場合は、パスワード設定するなど、厳正に管理し、外部ネットワークと物理的に接続しない記憶装置に格納し、担当者以外はアクセスできない環境を確保するとともに、データ漏えい防止の措置を講じる。保有する電子情報について、その管理状況を台帳等に記載する。

カ 個人情報保護管理者は、電子情報をDVD-ROM等の可搬記憶媒体に保存した場合は、当該媒体を施錠できる書庫等に保管し、厳正に管理する。

キ 個人情報保護管理者は、委託業務終了時には、委託業務に係る個人情報の内容を消去する。

(2) 受託者は、複製又は製作した個人情報資料を業務の完了後、委託者に提出する。

(3) 個人情報保護に係る監査

ア 委託者は、必要に応じ、個人情報の保護に関し、上記（1）の個人情報管理要領に基づく個人情報の保全状況についての監査を実施するものとし、受託者は、当該監査に協力するものとする。

イ 受託者は、上記アの監査の結果、委託者から是正の指示があった場合は、これに従うものとする。

1.1 その他

ア 問診票の記載内容等を十分確認の上、判定を行うこと。特定健康診査対象者の問診票においては、服薬の記入を特に正確に行うこと。

イ 判定の際に、至急、精密検査が必要と思われる場合は、電話、FAX等で直ちに委託者へ報告するものとする。

ウ 受託者は、精密検査及び判定結果の確認等のために委託者が必要と認めた場合で、委託者からX線フィルム（原本）の貸出しの要請があった場合は、委託者に提出すること（契約満了した場合でも4年間は同様の取り扱い）。

エ 委託者（甲）の産業医や衛生管理者等の職員が健康診断に立ち会う場合があること。

オ 受託者は、委託者からの問い合わせ、照会等に誠実に対応すること。

カ この契約の履行により知り得た個人データ等を第三者に漏らし、又は契約以外の目的に利用してはならない。

キ 本仕様書に定めのない事項については、その都度、受託者と協議の上、定めるものとする。

検査項目及び受診予定者数(定期健康診断)

1 健康診断(前期)

(単位:人)

健康診断項目	検査項目	受診予定者数	備考		
1 定期健康診断A【安衛則第44条/40歳未満の従業員(35歳の従業員を除く)】					
問診・視診等	既往歴及び業務歴の調査	289			
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査				
身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	身長、体重、腹囲は実測し、小数点第1位まで計測する				
血圧測定					
尿検査	尿中の糖、蛋白の有無の検査				
胸部X線検査	直接撮影				
2 定期健康診断B【安衛則第44条/41歳から44歳の従業員】					
問診・視診等	既往歴及び業務歴の調査			156	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査				
身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	身長、体重、腹囲は実測し、小数点第1位まで計測する				
血圧測定					
尿検査	尿中の糖、蛋白の有無の検査				
貧血検査	血色素量、赤血球数				
肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP				
血中脂質検査	低比重リポ蛋白コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール、血清トリグリセライド量				
血糖検査	ヘモグロビンA1c(NGSP値とするとともに、NGSP値による表記であることを明記する)				
心電図検査	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導				
胸部X線検査	直接撮影				
3 定期健康診断C【安衛則第44条/35歳、40歳及び45歳以上の従業員】					
問診・視診等	既往歴及び業務歴の調査	1030			
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査				
身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	身長、体重、腹囲は実測し、小数点第1位まで計測する オージオメーターによる1000Hz及び4000Hzの音に係る検査 (判定に影響が出ない環境のもとで実施すること)				
血圧測定					
尿検査	尿中の糖、蛋白の有無の検査				
貧血検査	血色素量、赤血球数				
肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP				
血中脂質検査	低比重リポ蛋白コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール、血清トリグリセライド量				
血糖検査	ヘモグロビンA1c(NGSP値とするとともに、NGSP値による表記であることを明記する)				
心電図検査	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導				
胸部X線検査	直接撮影				
4 給食従業員の検便検査【安衛則第47条に基づく】					
糞便検査	赤痢菌、サルモネラ菌	264			

健康診断項目	検査項目	受診予定者数	備考
5 じん肺健康診断			
問診	粉じん作業についての職歴の調査 (自覚症状の推移も判定材料に加える)	1	
胸部X線検査	直接撮影		
※金属アーク溶接等作業従事者を含む			
※石綿健康診断と重複する者は、石綿の胸部X線フィルムを使用して画像検査を行う			
6 石綿健康診断			
問診・視診等	業務の経歴の調査	180	
	石綿による咳、痰、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査		
咳、痰、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査			
胸部X線検査	直接撮影		
7 石綿健康診断(二次健診)			
問診・視診等	作業条件の簡易な調査	1	
	胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線による検査、喀痰細胞診又は気管支鏡検査		
8 有機溶剤等健康診断A(キシレン・トルエン)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	33	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
尿検査	尿中の有機溶剤の代謝物量の検査(馬尿酸)		
	尿中の有機溶剤の代謝物量の検査(メチル馬尿酸)		
9 有機溶剤等健康診断C(アセトン・イソプロピルアルコール)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	7	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
10 有機溶剤等健康診断D(エチルベンゼンと有機溶剤の合計5%超)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	1	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
11 有機溶剤等健康診断E(クロロホルムと有機溶剤の合計5%超)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	1	
	作業条件の簡易な調査		
	神経学的検査の既往の異常所見の有無の調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
12 有機溶剤等健康診断F(テトラクロルエチレンと有機溶剤の合計5%超)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	1	
	作業条件の簡易な調査		
	神経学的検査の既往の異常所見の有無の調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
13 鉛健康診断			
問診・視診等	業務の経歴の調査	1	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
採血検査	血中鉛量検査		
尿検査	尿中デルタアミレブリン酸量検査		

健康診断項目	検査項目	受診予定者数	備考
14 特定化学物質等健康診断A(トリレンジイソシアネート)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	14	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
	皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査		
15 特定化学物質等健康診断B(六価クロム酸塩又は重クロム酸塩)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	4	
	作業条件の簡易な調査		
	クロム酸による他覚症状又は、自覚症状の有無の調査		
	皮膚所見の有無		
	鼻腔の所見の有無		
16 特定化学物質等健康診断C(エチルベンゼン1%超)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	1	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
尿検査	尿中の有機溶剤の代謝物量の検査(マンデル酸)		
17 特定化学物質等健康診断D(クロロホルム単一成分1%超、特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%以下)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	1	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP		
※肝機能検査のGOT、GPT、 γ -GTPは定期健康診断と兼ねる			
18 特定化学物質等健康診断E(テトラクロルエチレン単一成分1%超、特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%以下)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	1	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
尿検査	尿中の有機溶剤の代謝物量の検査(トリクロル酢酸又は総三塩化物)		
	尿中の潜血検査		
肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP		
※肝機能検査のGOT、GPT、 γ -GTPは定期健康診断と兼ねる			
19 特定化学物質等健康診断F(マンガン又はその化合物重量1%超含有取扱業務)※塩基性酸化マンガンを含む			
問診・視診等	業務の経歴の調査	4	
	作業条件の簡易な調査		
	マンガンまたはその化合物によるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査		
	せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査		
握力の測定			
20 特定化学物質等健康診断G(溶接ヒューム重量1%超含有取扱業務)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	24	
	作業条件の簡易な調査		
	溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査		
	せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査		
握力の測定			

2 健康診断（後期）

健康診断項目	検査項目	受診予定者数	備考
1 特定業務従事者健康診断【労働安全衛生規則第45条に基づく】			
問診・視診等	既往歴及び業務歴の調査	342	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	身長、体重、腹囲は実測し、小数点第1位まで計測する 聴力検査は、令和5年厚生労働省策定の「騒音障害防止のためのガイドライン」に沿って実施する		
血圧測定			
尿検査	尿中の糖、蛋白の有無の検査		
貧血検査	血色素量、赤血球数		
肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP		
血中脂質検査	低比重リポ蛋白コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール、血清トリグリセライド量		
血糖検査	ヘモグロビンA1c(NGSP値とするとともに、NGSP値による表記であることを明記する)		
心電図検査	四肢単協誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導		
2 騒音検査			
問診	既往歴及び業務歴の調査	389	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
騒音1次	オージオメーターによる選別聴力検査		
騒音2次	オージオメーターによる気導純音聴力検査	75	
※聴力検査は、令和5年厚生労働省策定の「騒音障害防止のためのガイドライン」に沿って実施する。			
※聴力検査の測定時には、判定に影響が出ない環境のもとで実施する。			
3 石綿健康診断			
問診・視診等	業務の経歴の調査	174	
	石綿による咳、痰、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査		
	咳、痰、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査		
胸部X線検査	直接撮影		
4 石綿健康診断(二次健診)			
問診・視診等	作業条件の簡易な調査	1	
	胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線による検査、喀痰細胞診又は気管支鏡検査		
5 有機溶剤等健康診断A(キシレン・トルエン)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	33	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
尿検査	尿中の有機溶剤の代謝物量の検査(馬尿酸)		
	尿中の有機溶剤の代謝物量の検査(メチル馬尿酸)		
6 有機溶剤等健康診断C(アセトン・イソプロピルアルコール)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	10	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
7 有機溶剤等健康診断D(エチルベンゼンと有機溶剤の合計5%超)【特化則第41条の2準用規定】			
問診・視診等	業務の経歴の調査	1	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
8 有機溶剤等健康診断E(クロロホルムと有機溶剤の合計5%超)【特化則第41条の2準用規定】			
問診・視診等	業務の経歴の調査	1	
	作業条件の簡易な調査		
	神経学的検査の既往の異常所見の有無の調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		

健康診断項目	検査項目	受診予定者数	備考
9 有機溶剤等健康診断F(テトラクロルエチレンと有機溶剤の合計5%超)【特化則第41条の2準用規定】			
問診・視診等	業務の経歴の調査	1	
	作業条件の簡易な調査		
	神経学的検査の既往の異常所見の有無の調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
10 鉛健康診断			
問診・視診等	業務の経歴の調査	1	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
採血検査	血中鉛量検査		
尿検査	尿中デルタアミルプリン酸量検査		
11 特定化学物質等健康診断A(トリレンジイソシアネート)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	14	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
	皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査		
12 特定化学物質等健康診断B(六価クロム酸塩又は重クロム酸塩)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	4	
	作業条件の簡易な調査		
	クロム酸による他覚症状又は、自覚症状の有無の調査		
	皮膚所見の有無		
	鼻腔の所見の有無		
13 特定化学物質等健康診断C(エチルベンゼン1%超)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	1	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
尿検査	尿中の有機溶剤の代謝物量の検査(マンデル酸)		
14 特定化学物質等健康診断D(クロロホルム単一成分1%超、特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%以下)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	1	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP		
15 特定化学物質等健康診断E(テトラクロルエチレン単一成分1%超、特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%以下)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	1	
	作業条件の簡易な調査		
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
尿検査	尿中の有機溶剤の代謝物量の検査(トリクロル酢酸又は総三塩化物)		
肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP		
16 特定化学物質等健康診断F(マンガン又はその化合物重量1%超含有取扱業務)※塩基性酸化マンガンを含む			
問診・視診等	業務の経歴の調査	4	
	作業条件の簡易な調査		
	マンガンまたはその化合物によるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査		
	せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査		
握力の測定			
17 特定化学物質等健康診断G(溶接ヒューム重量1%超含有取扱業務)			
問診・視診等	業務の経歴の調査	23	
	作業条件の簡易な調査		
	溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査		
	せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査		
握力の測定			

3 受診票等の送料

健康診断項目	検査項目	受診予定者数	備考
1 個人受診票			
定期健康診断個人受診票	全受診者(検査容器を含む)	1561	
特殊健康診断個人受診票(後期)	騒音、特定業務	806	
2 個人結果通知票			
定期健康診断個人結果通知票	全受診者	1561	
特殊健康診断個人結果通知票(前期)	じん肺、石綿、有機溶剤、鉛、特定化学		
特殊健康診断個人結果通知票(後期)	じん肺、石綿、有機溶剤、鉛、特定化学、騒音、特定業務	806	
胸部レントゲンフィルム代		10	

4 医師の指示事項

健康診断項目	検査項目	単価(円)	備考
医師の指示事項			
貧血検査	血色素量、赤血球数	5	
肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP	5	
血中脂質検査	低比重リポ蛋白コレステロール	5	
	高比重リポ蛋白コレステロール		
	血清トリグリセライド量		
血糖検査	ヘモグロビンA1c	5	
心電図検査		5	
聴力検査	オーディオメーター	5	

注1 上記の単価に110/100を乗じて得た額(1円未満は切り捨て)が契約単価である。

注2 消費税額は、上記に記載されている単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に10/100を乗じて得た額(1円未満は切り捨て)とする。

注3 請求額は、上記に記載されている単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に110/100を乗じて得た額(1円未満は切り捨て)とする。

注4 受託者は、発注の都度、検査に合格したものをとりまとめて、契約担当官岩国防衛事務所長に対して支払請求書を提出するものとする。

検査項目及び受診予定者数(成人病予防健康診断)

(単位:人)

健康診断項目	検査項目	受診予定者数	備考
胃検査	既往歴、家族歴、過去の検診受診状況等の聴取	320	
	胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査 (胃検査は、間接撮影による胃部エックス線検査を原則とする。) (胃内視鏡検査で実施可能な場合は、以下の場合に限る。 (1)胃部エックス線検査で実施可能な医療機関がない場合 (2)胃部エックス線検査装置の安全構造上又は既往歴により安全に胃部エックス線検査が実施できないと契約した医療機関によって判断され、支部においてその事実を確認できた場合)		
心電図検査	既往歴、家族歴、過去の検診受診状況等の聴取	158	
	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導		
肝機能検査	既往歴、家族歴、過去の検診受診状況等の聴取	165	
	AST(GOT)		
	ALT(GPT)		
	γ-GTP		
	血清総コレステロール(又はLDL-コレステロール)		
	HDL-コレステロール		
	血清トリグリセライド		
	血糖検査(空腹時血糖、随時血糖又はヘモグロビンA1c)		
貧血検査(赤血球数、血色素量)			
大腸ガン検査	既往歴、家族歴、過去の検診受診状況等の聴取	569	
	便潜血反応検査(2日法による)		
肺ガン検査	既往歴、家族歴、過去の検診受診状況等の聴取	505	
	喀痰細胞診検査(喀痰採取の方法は、起床時の早朝痰を原則とし最低3日の蓄痰とする。)		

毎支払期において、上記に記載されている各区分の単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税額及び地方消費税額を加えた額(1円未満切捨)を請求するものとする。